



平成31年1月7日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会

会長 隅 田 敏



平成31年度労働報酬下限額について（答申）

平成30年11月22日付け越契第322号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

平成31年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした金額とすることが望ましい。

なお、公共工事設計労務単価が設定されない職種のうち、屋根ふき工については、最後に設定された平成22年度の公共工事設計労務単価の埼玉県適用の金額に、平成23年度から現在までの公共工事設計労務単価の伸び率（埼玉県適用の金額の伸び率の平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし、労働報酬下限額を積算することが望ましい。

また、公共工事設計労務単価が設定されないその他の職種については、平成30年度の埼玉県土木工事設計単価の労務単価に、平成31年度の公共工事設計労務単価の伸び率（埼玉県適用の金額の伸び率の平均）を乗じた額を設計労務単価とみなし、労働報酬下限額を積算することが望ましい。

さらに、見習い、手元等として従事する労働者等又は年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額とすることが望ましい。



- 2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について
960円（1時間当たり）が望ましい。

3 付帯意見

平成31年度において、業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、次の事項を考慮した取扱いとすることが望ましい。

- (1) 労働報酬下限額を適用している各地方公共団体の労働報酬下限額と、設定しようとする際に現に発効している最低賃金（以下「最低賃金」という。）との比率の平均を算出し、当該比率を最低賃金に乗じて得た額等を参考に本市の労働報酬下限額を検討する。
- (2) 複数年度にわたる対象案件にあっては、次の事項について、事業者が予め了知し得るよう対応する。
 - ① 契約初年度に適用される労働報酬下限額の設定にあたっての算出方法
 - ② 契約2年度目以降については、毎年度定める労働報酬下限額を、その年度において適用すること

